

(6)高度情報通信：高度情報通信の環境づくり

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「高速通信網が利用できる環境」
「情報通信技術（ICT）を誰もが活用できる社会」

施策の目的

住民の生活利便性の向上とともに、来訪者が本村で過ごす時間が快適なものとなるよう、そして行政サービスの向上を図るべく情報技術の活用と集積を進め、村全体としての情報化を促進し、情報技術を活用しながら発展する村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・インターネットの普及により、いつでも、どこでも、誰もがネットワークに簡単につながり、さまざまな情報を瞬時に受信・発信できる環境が実現している中、本村のネットワークを活用した安心・安全の構築とともに、さらなる利便性の向上が求められています。
- ・高齢者のデジタル利用に関しては、必ずしも進んでいるとはいえない側面があると同時に、代替案を求める声も聞かれることから、そのニーズに対応した情報端末・システムを活用することが求められます。

▶取り組みの体系

【高度情報通信】 高度情報通信の 環境づくり	地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA）の利活用
	総合的なアプリケーション※の導入
	情報通信技術（ICT）を活用した取り組み
	情報格差を生まない配慮

※Application Software のカタカナ表記の略称。パソコン等の情報処理装置にインストールされた OS（基本ソフト）上で動作するソフトウェアのことをいいます。

主な取り組み

① 地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA）の利活用

情報通信技術（ICT）の利活用とともにデジタルデバイド※の解消を促すため、地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA）システムの利用を進め、観光フリーWi-Fi等を整備します。

※情報通信技術（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる経済格差を指す言葉で、一般的に「情報格差」と訳されます。

② 総合的なアプリケーションの導入

住民の利便性を高めるため、総合的な窓口となるアプリケーションを導入し、行政サービスのオンライン化を進めます。

③ 情報通信技術（ICT）を活用した取り組み

マイナンバーカードを基盤として村のさまざまな行政サービスを受けられるように事業の選別を進め、住民の利便性を高めます。

④ 情報格差を生まない配慮

高齢者を対象とした情報機器に関する教室の開催等、情報格差の解消等に取り組みながら、住民のすべてが必要な情報機器を保有しているわけではないという前提に立ち、多様な手段による情報発信を継続します。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 観光フリーWi-Fiの整備 ・令和9（2027）年度までに整備し、運用を開始します。	—	整備済
② LINE 公式アカウントの導入 ・令和9（2027）年度までに導入します。	—	導入済
③ 情報通信技術（ICT）を活用した取り組み事業数 ・令和9（2027）年度までに2事業についてマイナンバーカードを活用した事業を導入します。	—	2事業
④ 高齢者デジタルサポーターの養成 ・令和9（2027）年度までに計2名の養成を目標とします。	—	累計2名

住民・行政の協働に向けて

▶**行政**：住民や来訪者等の利便性向上に向け、高度情報通信の環境づくりを進めます。

▶**住民**：高度情報通信基盤への関心を高めるとともに、その活用に努めます。